教育委員会 / 小・中・高 等学校長・教頭 御中 2006/12/25 No176 発行 無断転載・コピー禁止

教職研修資料

TEL (03) 3815 7041 教育情報版

http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

東京都文京区本郷 2-15-13

〔発行〕教育開発研究所

学校経営のポイント

"教育基本法の改正法案"が可決・成立

若井 彌一

平成 18 (2006) 年も , まもなく終わろうとしてい る。この年をふり返るとき,教育問題では,やはり 教育基本法の改正法案が可決・成立したことが大き な出来事であろう。

旧法の"理念性の高さ"と憲法との一体性

教育基本法の改正法案に限ったことではないが, 「法律案」は,憲法に特別の定めのある場合を除い て、衆・参両議院で可決したとき「法律」となる(憲 法第59条第1項)。

11月16日,衆議院で強行採決された教育基本法 改正法案は,12月15日,参議院本会議で与党の賛 成多数で可決・成立した(以下,論述の便宜上,成 立した教育基本法を「新基本法」といい,改正前の ものを「旧基本法」という)。

紙面の制約上,詳細は省略せざるを得ないが,旧 基本法は、その内容は理念性が高く、かつ、憲法と の一体性が強い法律でもあることが特徴である。

憲法との一体性を強く意識した法律であることは、 前文の「われらは,さきに,日本国憲法を確定し, 民主的で文化的な国家を建設して,世界の平和と人 類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理 想の実現は,根本において教育の力にまつべきもの である」との書き出しと、「ここに、日本国憲法の 精神に則り,教育の目的を明示して,新しい日本の 教育の基本を確立するため,この法律を制定する」 との結びに端的に表現されている。前文だけでなく, 本則の諸条項も,憲法とのつながりが強く意識され ている(とくに第1条~第5条 第8条~第10条)。

このように、旧基本法の理念性の高さと憲法との 一体性の強さが,制定後59年にも及んで改正され ずにきた大きな要因であったと思われる。

新基本法は旧基本法の"発展的継承"

ところで , 成立した新基本法については ,「個の 尊重」を重視する旧基本法から ,「公の精神」の重 視に転じたと強調する解説が見られる(たとえば、 12月15日 asahi.com:改正教育基本法が参院可決・ 成立 59年ぶり初の見直し)。

このような表現も可能であろうが,新基本法の表 現は、「我々は、この理想を実現するため、個人の 尊厳を重んじ,真理と正義を希求し,公共の精神を 尊び…」(前文中段)というものであり、「滅私奉公」 への急転回を煽るような極端なものではない。

次に,教育の目標を規定した第2条のうち,第5 項の「伝統と文化を尊重し, それらをはぐくんでき た我が国と郷土を愛するとともに,他国を尊重し, 国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」 については,国民(児童・生徒,学生等)の内心の 自由(憲法第19条,第20条)を侵害する危険性の 有無が国会審議でもやりとりされた。

この規定を根拠として,一方的に国と郷土に忠誠 心と感謝・報恩の念を強制するような教育が行われ ていくとするならば たしかに由々しきことである。 しかし, そのようなやり方で国と郷土を愛する心が 育てられるとは考えられないし、児童・生徒等を威 圧と処罰をもって臨む教育が,教育の原理に照らし て是認されることもあり得ない。

審議・採決の過程に難点を有するけれども,新基 本法を旧基本法と根本的に対立するベクトルととら えるのではなく,旧基本法の発展的継承をめざすべ クトルととらえていく構えが建設的ではないか。

(わかい・やいち=上越教育大学教授・附属小学校長併任) 本紙は, http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp でも掲載

●予約受付中!●2月刊 坂田 仰(日本女子大学)【解説】A5判100頁·定価1260円 教育開発研究所·刊

『新教育基本法〈全文と解説〉』

上越教育大学附属小学校【著】B5 判 215 頁・定価 2520 円

『関係力~「子どもが生きる学力」への挑戦~』